

# 平成26年度第1回鶴岡市子ども読書活動推進委員会

平成26年7月23日(水)午前10時  
図書館本館2階講座室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員自己紹介

5 経過報告

6 協 議

(1) 推進委員会会長、副会長の選任について

(2) 推進計画完成までのスケジュールについて

(3) 推進計画の構成について

(4) 子ども読書アンケート調査結果について

(5) その他

7 その他

8 閉 会

## 鶴岡市子ども読書活動推進委員会委員名簿

平成26年7月23日～平成28年3月31日

No	氏 名	性別	所 属 ・ 役 職 等
1	樋渡 美智子	女	鶴岡市立図書館協議会委員長
2	菅原 純子	女	おはなしポケット会長（図書館協議会委員）
3	三浦 洋介	男	羽陽学園短期大学付属大宝幼稚園園長（図書館協議会委員）
4	遠藤 知子	女	鶴岡市立由良小学校校長（図書館協議会委員）
5	瀬川 幸子	女	鶴岡市立櫛引中学校校長
6	井上 利也	男	山形県立鶴岡中央高等学校校長
7	丸谷 和香	女	鶴岡市PTA連合会母親委員長
8	本間 俊美	女	山形県家庭教育アドバイザー
9	佐藤 隆也	男	公募委員
10	清野 康子	女	公募委員

## 推進計画完成までのスケジュール

7月23日（水）

【 第1回推進委員会 】

10月中旬

【 第2回推進委員会 】

- ・推進計画（案）の検討
- ・今後のスケジュールの確認

1月～3月

- ・各学校からの意見集約
- ・パブリックコメントの実施
- ・教育委員会での意見聴取

3月

【 第3回推進委員会 】

- ・推進計画の確認、教育委員会への報告

4月 鶴岡市読書活動推進計画施行

※具体的な推進計画（案）については、第2回推進委員会開催前に配布いたします。

## 鶴岡市子ども読書活動推進計画の構成（案）

◇表紙

◇はじめに

◇目次

◇第1章 鶴岡市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の対象と期間
- 3 計画の策定にあたって
  - (1) 計画策定の体制
  - (2) 策定への取組み
  - (3) 計画づくりの中で

◇第2章 子どもの読書活動を推進するための取組み

- 1 家庭
- 2 保育園・幼稚園
- 3 学校
- 4 地域

※各項目共通

- (1) 導入
- (2) 現状と課題
- (3) 取組みの方向
- (4) 主な施策と具体的な取組み

◇第3章 計画推進のために

- 1 関係施設の連携と広報啓発
- 2 鶴岡市子ども読書活動推進委員会

◇資料

読書アンケート結果  
法律  
要綱等

## 鶴岡市子ども読書活動推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鶴岡市子ども読書活動推進計画を策定し、及び推進するために、鶴岡市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 鶴岡市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 鶴岡市子ども読書活動推進計画の推進に関すること。

### (委嘱)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関・団体の代表又は構成員
- (3) 公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、2名以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育長が任命する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成28年3月31日までとする。